

全国土地改良事業団体連合会

定 款

全国土地改良事業団体連合会

定 款

〈沿革〉

認 可	昭和33年	8月19日	農林省指令33農地第2983号
〃	昭和34年	7月16日	農林省指令34農地第1924号
〃	昭和42年	9月 4日	農林省指令42農地B第2120号
〃	昭和51年	8月17日	農林省指令51構改B第1791号
〃	昭和52年	6月15日	農林省指令52構改B第1362号
〃	昭和56年	5月20日	農林水産省指令56構改B第601号
〃	昭和59年	4月17日	農林水産省指令59構改B第560号
〃	昭和60年	4月22日	農林水産省指令60構改B第539号
〃	平成 4年	4月10日	農林水産省指令4構改B第338号
〃	平成 6年	5月10日	農林水産省指令6構改B第420号
〃	平成16年	3月31日	農林水産省指令15農振第2777号
〃	平成23年	1月24日	農林水産省指令22農振第1793号
〃	平成23年	5月12日	農林水産省指令23農振第198号
〃	令和 元年	5月 9日	農林水産省指令31農振第447号
〃	令和 3年	5月20日	農林水産省指令3農振第410号
〃	令和 4年	5月11日	農林水産省指令4農振第296号
〃	令和 5年	5月11日	農林水産省指令5農振第299号

全国土地改良事業団体連合会
定 款

第 一 章 総 則

(目的)

第1条 この会は、土地改良事業を行う者（国、都道府県及び土地改良法第95条第1項の規定により土地改良事業を行う同法第3条に規定する資格を有する者を除く。以下同じ。）の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、全国土地改良事業団体連合会という。

(地区)

第3条 この会の地区は、全国とする。

(事業)

第4条 この会は、次に掲げる事業を行う。

- 一 会員たる都道府県土地改良事業団体連合会の事業の指導
- 二 会員の行う土地改良事業（土地改良事業に附帯する事業を含む。以下同じ。）に関する技術的な指導その他の援助
- 三 会員から委託を受けて行う土地改良事業の工事
- 四 直接又は間接の会員が土地改良施設の管理を適正に行うために必要な資金の交付
- 五 土地改良事業に関する教育及び情報の提供
- 六 土地改良事業に関する調査及び研究
- 七 国又は都道府県の行う土地改良事業に対する協力
- 八 前各号に掲げる事業のほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

(事務所の所在地)

第5条 この会の事務所は、東京都千代田区に置く。

(公告の方法)

第6条 この会の公告は、この会の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、官報に掲載してする。

(会員に対する通知又は催告)

第7条 この会の会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を指定してこの会に届け出たときは、その場所）にあててするものとする。

2 前項の通知又は催告は、この定款に期日の定めがある場合には、その期日までに到着するようにしなければならない。

第二章 会 員

(会員の資格)

第8条 この会の会員たる資格を有する者は、その施行に係る地域が2以上の都府県の区域にわたる土地改良事業その他その施行に係る地域内の土地の面積がおおむね3千ヘクタールを超える土地改良事業を行う者及び各都道府県土地改良事業団体連合会とする。

(会員の加入申込み等)

第9条 この会の会員となろうとする者は、加入申込書に次に掲げる書類を添付し、これをこの会に提出しなければならない。

- 一 加入についての総会の議事録
- 二 代表者の氏名を記載した書面

2 この会は、前項の申込みを受けた場合において、その加入を承諾したときは、会員名簿に登載するとともに、その旨を書面で加入申込者に通知するものとする。

第10条 会員は、前条第1項第2号の書類の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を書面でこの会に届け出なければならない。

(会員の脱退)

第11条 会員は、60日前までにその旨を書面でこの会に予告して脱退することができる。

2 会員は、次の理由により脱退する。

- 一 会員たる資格の喪失
- 二 解散
- 三 除名

3 会員は、前項第1号又は第2号に該当するに至ったときは、遅滞なく、その旨を書面でこの会に届けなければならない。

(会員の除名)

第12条 会員が、次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、これを除名することができる。この場合には、総会の会日から10日前までにその会員に対してその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- 一 賦課金の納入その他この会に対する義務の履行を怠ったとき。
- 二 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの会の定款、若しくは規約に違反し、その他故意又は重大な過失により、この会の信用を失わせるような行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、その旨を、その理由を明らかにした書面でその会員に通知しなければならない。

第三章 経費の賦課及び財産

(経費の賦課)

第13条 この会は、毎事業年度、会員から一定額の一般賦課金を徴収する。

- 2 この会は、毎事業年度、会員から、当該会員の地区内で行われる一定の土地改良事業量を基準として特別賦課金を徴収する。
- 3 この会は、毎事業年度土地改良施設維持管理適正化事業に要する経費に充てるため、一定の会員から一定額の特別賦課金を徴収する。
- 4 前3項の賦課金の額及び徴収の方法は、総会で定める。

第14条 この会は、会員が賦課金を納付期限までに完納しないときは、その期限後1日につき滞納金額の1000分の3に相当する金額を過怠金として徴収することができる。

(財産)

第15条 この会の財産を分けて、基本財産及び通常財産とする。

- 2 前項の基本財産の範囲並びにその取得、管理及び処分等に関しては、規約で定める。

第16条 この会の財産は、この会の解散のときでなければ、会員に分配しないものとし、その方法は総会で定める。

第 四 章 役 職 員 等

(役員)

第17条 この会に役員として、理事12人以上16人以内、監事2人又は3人を置く。

(役員を選任)

第18条 役員は、総会において選任された詮衡委員が推せんした者のうちから総会において選任する。

- 2 前条に規定する役員のうち、それぞれ3分の2以上は、会員を代表する者でなければならない。
- 3 前条に規定する役員のうち、1人以上は、土地改良事業関係者又は農林水産

省出身者以外の者でなければならない。

4 理事（会員を代表する者以外の者に限る。）のうち、2人以上は、女性でなければならない。

5 第1項に規定する詮衡委員及び役員を選任の方法については、規約で定める。

（会長、副会長、専務理事及び常務理事）

第19条 理事は、会長1人、副会長3人以内を互選するものとする。

2 会長は、理事会の承認を経て、専務理事1人及び常務理事2人以内を選任することができる。

（会長の職務等）

第20条 会長は、この会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、会長に事故があるときは、会長の職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、常時会務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときは、その職務を行う。

4 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、常時業務を処理し、会長、副会長及び専務理事に事故があるときは、その職務を代理し、会長、副会長及び専務理事が欠員のときは、その職務を行う。

5 理事は、会長、副会長、専務理事及び常務理事を補佐し、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、会長、副会長、専務理事及び常務理事に事故があるときは、その職務を代理し、会長、副会長、専務理事及び常務理事が欠員のときは、その職務を行う。

（監事の職務）

第21条 監事は、少なくとも毎事業年度2回、この会の財産並びに業務及び会計の状況を監査し、その結果につき、総会及び理事会に報告し、かつ、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総会の承認を受けるものとする。

(理事会)

第22条 次に掲げる事項は、理事を以て構成する理事会の議決を経なければならない。ただし、緊急を要する場合であつて、理事会を招集するいとまがないときは、会長がこれを決することができる。この場合においては、会長は、次の理事会においてその旨を報告し、理事会の承認を求めるものとする。

- 一 業務を執行するための方針に関する事項
- 二 総会の招集及び総会に附議すべき事項
- 三 規程の設定、変更又は廃止
- 四 通常財産たる不動産の取得又は処分に関する事項
- 五 参事の任免に関する事項
- 六 前各号に掲げる事項のほか、理事会において必要と認めた事項

第23条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会の議事は、理事の3分の1以上が出席し、出席した理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会長は、理事会の議長となる。
- 4 理事会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事2人がこれに記名するものとする。

(役員 of 義務)

第24条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、この会のため誠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員 of 任期)

第25条 役員 of 任期は、2年とする。

- 2 補欠又は増員による役員 of 任期は、その前任者又は現任者の残任期間とする。

3 前項の補欠役員が役員全員である場合には、同項の規定にかかわらず、その任期は2年とする。

4 第1項の役員の任期は、前任者の任期満了の日の翌日から起算するものとする。

(役員失職)

第26条 第18条第1項の規定により選任された役員で、会員を代表する者であるものが当該会員を代表する者でなくなったときは、その職を失う。

(役員報酬等)

第27条 役員報酬については、総会で定める。

2 役員旅費については、役員旅費規程で定める。

(職員)

第28条 この会に、次の職員を置く。

- | | |
|------------|-----|
| 一 参事 | 1人 |
| 二 主事及び技師 | 若干人 |
| 三 主事補及び技師補 | 若干人 |
| 四 嘱託 | 若干人 |

(職員就業及び給与等)

第29条 職員は、会長が任免する。

2 職員就業、給与及び旅費に関しては、職員就業規程、職員給与規程及び役員旅費規程で定める。

(職員退職手当の支給)

第30条 この会は、職員が退職するときは、職員退職給与規程の定めるところにより、これらの者に対し、退職手当を支給する。

2 この会は、規約の定めるところにより、毎事業年度職員退職給与積立金を積み立てる。

(顧問)

第31条 この会の業務の運営を適切に行うため、必要があるときは、顧問若干人を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

第五章 総 会

(総会の招集)

第32条 会長は、毎事業年度1回2月又は3月に通常総会を招集しなければならない。

2 会長は、理事会の決定があったときは、臨時総会を招集しなければならない。

第33条 会長は、会員が総会員の5分の1以上の同意を得、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して、総会の招集を請求したときは、その請求があった日から20日以内に総会を招集しなければならない。

(監事による総会の招集)

第34条 会長の職務を行う者がいないとき、又は前条の規定による請求があった場合において会長が正当な事由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事がこれを招集しなければならない。

(総会招集の通知)

第35条 総会を招集するには、その会日から5日前までに、会議の日時、場所及び目的を各会員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合には、その会日から3日前までに通知すればよい。

(総会の議決事項)

第36条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

- 二 規約の設定、変更又は廃止
- 三 毎事業年度の事業計画及び収支予算の設定及び変更
- 四 毎事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の承認
- 五 借入金の借入れ又は第46条に規定する債券の発行並びにそれらの方法、利率及び償還の方法
- 六 土地改良事業に係のある団体への加入又は出資

(議決権及び選任権)

第37条 会員は、各々1個の議決権及び役員を選任権を有する。

- 2 会員は、第35条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選任権を行うことができる。
- 3 前項の規定により議決権又は選任権を行う者は、出席者とみなす。
- 4 第2項の規定により会員が議決権又は役員を選任権を行わせようとする代理人は、他の会員でなければならない。
- 5 代理人は、4人以上の会員を代理することができない。
- 6 代理人は、代理権を証する書面をこの会に提出しなければならない。

(総会の議決方法等)

第38条 総会は、会員の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 総会を招集した場合において、会員の半数以上の出席がないときは、理事又は監事は、20日以内に更に総会を招集しなければならない。この場合には、会員の半数以上の出席がなくても、議事を開き議決することができる。

第39条 総会においては、第35条の規定により、あらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、第18条に規定する役員を選任及び第41条に規定する事項を除き、緊急を要する事項については、この限りでない。

第40条 総会の議事は、出席した会員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 議長は、総会で選任する。
- 3 議長は、会員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(重要事項の議決)

第41条 次に掲げる事項は、会員の3分の2以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 解散
- 三 会員の除名

(議事録)

第42条 総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長、出席した理事2人及び総会において選任した会員2人以上が、これに記名するものとする。

第 六 章 業務の執行及び会計

(事業年度)

第43条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(支部の設置)

第44条 この会は、規約の定めるところにより、支部を置くことができる。

(経費の支弁)

第45条 この会の経費は、会員に対する賦課金、事業収入その他の収入をもって支弁する。

(長期借入金及び全国土地改良事業団体連合会債券)

第46条 この会は、第4条第4号に規定する事業に必要な費用に充てるため、長期借入金をし、又は全国土地改良事業団体連合会債券（以下「債券」とい

- う。)を発行することができる。
- 2 前項に規定する長期借入金及び債券の発行を行う場合、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てるものとする。
 - 3 第1項に規定する債券の発行に関する全部又は一部の事務について、銀行又は信託会社に委託することができる。
 - 4 前各項に定めるもののほか、債券発行に関し必要な事項は、規約で定める。

(余裕金の運用)

第47条 この会は、次の方法による場合を除くほか、第4条第4号に掲げる事業に係る業務上の余裕金を運用することができない。

- 一 国債、地方債、政府保証債その他農林水産大臣が指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他農林水産大臣の指定する金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関への金融信託

(電磁的方法)

第48条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

- 2 この定款の規定により、作成又は保存を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(実施に関する規約)

第49条 この定款に特別の定めのあるものを除き、この会の業務の執行及び会計について必要な事項は、規約で定める。

附 則

この定款は、農林大臣の認可のあった日（昭和33年8月19日）から実施する。

附 則

この定款は、農林大臣の認可のあった日（昭和34年7月16日）から実施する。

附 則

この定款は、農林大臣の認可のあった日（昭和42年9月4日）から実施する。

附 則

- 1 この定款は、農林大臣の認可のあった日（昭和51年8月17日）から実施する。
- 2 改正後の定款第17条の規定による増加にかかる理事の在任期間は、定款第25条第1項の規定にかかわらず現在役員が残任期間とする。

附 則

この定款は、農林大臣の認可のあった日（昭和52年6月15日）から実施する。

附 則

この定款は、農林水産大臣の認可のあった日（昭和56年5月20日）から実施する。

附 則

- 1 この定款は、農林水産大臣の認可のあった日（昭和59年4月17日）から実施する。
- 2 改正後の定款第17条の規定による増加にかかる理事の在任期間は、定款第25条第1項の規定にかかわらず現在役員が残任期間とする。

附 則

この定款は、農林水産大臣の認可のあった日（昭和60年4月22日）から実

施する。

附 則

この定款は、農林水産大臣の認可のあった日（平成4年4月10日）から実施する。

附 則

この定款は、農林水産大臣の認可のあった日（平成6年5月10日）から実施する。

附 則

この定款は、農林水産大臣の認可のあった日（平成16年3月31日）から実施する。

附 則

- 1 この定款は、農林水産大臣の認可のあった日（平成23年1月24日）から実施する。
- 2 改正後の第17条の規定は、現役員の任期満了による選任のときから適用し、それまでは、なお従前の例による。

附 則

この定款は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この定款は、農林水産大臣の認可のあった日（令和元年5月9日）から実施する。

附 則

この定款は、農林水産大臣の認可のあった日（令和3年5月20日）から実施する。

附 則

この定款は、農林水産大臣の認可のあった日（令和4年5月11日）から実施する。

附 則

- 1 この定款は、農林水産大臣の認可があった日（令和5年5月11日）から実施する。
- 2 改正後の定款第25条の規定による役員の任期は、現役員の任期より適用する。